

調 達 公 告

下記工事を制限付一般競争入札により実施します。

ついては、下記の入札参加資格条件を満たし、入札参加を希望する者は必要応募書類を提出してください。

次に定める事項のほか、地方自治法施行令、琴浦町建設工事執行規則及び財務規則、その他入札規則で規定する事項を承知の上、応募してください。

令和8年8月17日

鳥取県琴浦町長 福本 まり子



調 達 内 容	工事名	33-201小田股ダム堤体・水質・気象観測設備災害復旧工事		
	工事場所	鳥取県東伯郡琴浦町倉坂		
	工事の内容並びに構造及び規模	別紙仕様書のとおり		
	工期	令和9年3月25日（木）まで		
	発注工種	電気通信工事		
	予定価格	26,620,000円（消費税及び地方消費税を含む。）		
	発注担当課	琴浦町農林水産課		
入 札 参 加 者 の 条 件	入札参加資格	1. 過去10年以内に、同種工事を受注した実績を有する者。（民間・公共を問わない） 2. 令和7・8年度琴浦町競争入札参加資格申請（建設工事）において、「電気通信工事」で申請し受理された者であること。 ただし、当該資格の受理をされていない者であっても入札参加申込書の提出時まで受理されればよい。 3. 琴浦町財務規則（平成16年琴浦町規則第47号。以下「財務規則」という。）第120条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。 4. この入札の公告から開札日までの間のいずれの日においても、琴浦町及び他の公共機関（国、県、市町村等）から指名停止措置を受けていない者であること。 5. 1級及び2級電気通信工事施工管理技士資格、または10年以上実務の経験を有する者を主任技術者として配置できる体制であること。		
応 募 方 法	提出場所及び様式の交付場所	琴浦町総務課施設管理室（本庁舎）	住所	鳥取県東伯郡琴浦町徳万591番地2
			電話	0858-52-1700
	応募期間	令和8年8月17日（月）から令和8年8月28日（金）午後4時まで		
	応募書類	1. 入札参加申込書（様式第1号） 2. 入札参加資格1に規定する受注実績を証する契約書等の写し 3. 主任技術者配置予定者の資格証の写し、または実務経験証明書		
	提出部数	1部		
入 札 方 法	郵便等の可否	可		
	発注方式	制限付一般競争入札		
	開札日時	令和8年9月3日（木）9時30分 即時開札		
	開札場所	琴浦町役場本庁舎 第1会議室 ※入札者の同席は不要。		
	入札方式	紙入札		
	郵便等の可否	可（入札書提出期限 令和8年9月2日（水）午後4時必着）		
	入札保証金	入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を町の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、財務規則第123条において準用する財務規則第101条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。 なお、財務規則第123条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合があります。過去2ヵ年間に、国及び地方公共団体で同種、同規模の契約実績を有している場合とする。該当する場合は、そのことを証明する書類の写しを入札参加申込書に添付して、提出すること。		

	契約保証金	落札者は、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第１０１条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。		
	落札者の決定	この公告に示した工事を実施できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。		
特記事項		琴浦町財務規則及び琴浦町建設工事執行規則で定める最低制限価格の設定あり。		
入札条件		1 入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。 2 提出した入札書の引き換え又は内容を変更することはできない。 3 再度入札はなく、１回とする。 4 入札書に記載した入札額の内容がわかる内訳書を入札書と一緒に提出すること。		
無効条件		1 参加申込書を提出していない者がした入札 2 入札書に記名押印がない入札 3 入札書の入札金額を訂正している入札 4 入札価格の金額数字の不鮮明な入札 5 誤字、脱字等により入札の意思表示が不明瞭なとき 6 同一入札案件について、同一人が複数の入札書を提出した入札 7 指定した日時までに到達しなかった入札 8 封筒の記載工事名又は差出人と同封された入札書の工事名又は入札者が相違する入札 9 封筒に工事名又は差出人の記載されていない入札 10 その他入札に関する条件に違反した入札		
支払条件		琴浦町財務規則による		
関係図書の閲覧場所	農林水産課	住所	東伯郡琴浦町大字赤碕1140番地1	
	琴浦町役場分庁舎	電話	0858-55-7803	
備考		—		